

山梨県食の安全・安心推進条例施行規則（案）

（趣旨）

第1条 この規則は、山梨県食の安全・安心推進条例（平成24年山梨県条例第15号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（自主回収の報告）

第2条 条例第27条第1項の規定による報告は、自主回収着手報告書（第1号様式）を知事に提出することにより行うものとする。

- 2 条例第27条第1項第1号の規則で定める食品等は、次に掲げる食品等とする。
 - (1) 食品衛生法第19条第1項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令（平成23年内閣府令第45号。以下この項において「府令」という。）第1条第2項第2号又は食品衛生法第19条第1項の規定に基づく乳及び乳製品並びにこれらを主要原料とする食品の表示の基準に関する内閣府令（平成23年内閣府令第46号。以下この項において「乳等府令」という。）第3条第2項第2号ホ若しくはト、第3号ヲ若しくはカ若しくは第4号チの規定に違反する食品等（定められた方法により保存した場合において、腐敗、変敗その他の品質の劣化に伴い安全性を欠くこととなるおそれがないと認められるものを除く。）
 - (2) 府令第1条第2項第6号、第7号若しくは第10号又は乳等府令第3条第2項第3号チ若しくはリ若しくは同項第4号ホ若しくはへの規定に違反する食品等
 - (3) 府令第1条第2項第8号又は乳等府令第3条第2項第2号へ、第3号ワ若しくは第4号リの規定に違反する食品等
- 3 条例第27条第1項第2号の規則で定める食品等は、食品等の臭味、食品等の外観、食品等の生産、製造、加工、調理、貯蔵又は販売の状況、現に発生している食品等によるものと疑われる人の健康に係る被害の態様その他の事情から合理的に判断して同項第1号に該当するおそれがあると認められる食品等とする。
- 4 条例第27条第3項の規定による報告は、自主回収終了報告書（第2号様式）を知事に提出することにより行うものとする。
- 5 条例第27条第5項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（身分証明書）

第3条 条例第29条第2項の身分を示す証明書は、第3号様式のとおりとする。

（事実の公表の方法等）

第4条 条例第30条第5項の規定による公表は、県公報への登載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

- 2 前項の公表の内容は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 勧告を受けた者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
 - (2) 勧告の内容
 - (3) 公表の原因となる事実

(意見陳述の機会の付与の手続)

第5条 条例第30条第6項の規定による意見の陳述は、知事が口頭であることを認めるときを除き、陳述書の提出によるものとする。

2 知事は、条例第30条第6項の規定により意見を述べる機会を与えるときは、同条第1項又は第2項の規定による勧告を受けた者（次項及び第4項において「当事者」という。）に対し、書面により次に掲げる事項を通知しなければならない。

(1) 公表しようとする内容及びその理由

(2) 陳述書の提出先及び提出期限（口頭により意見を述べる機会を与えるときには、その旨並びに出頭すべき日時及び場所）

3 前項の規定により通知を受けた当事者が口頭により意見を述べるときは、知事が指定する職員が聴取し、及びその陳述の要旨を記載した調書を作成するものとする。

4 第2項の規定により通知を受けた当事者が陳述書の提出期限までに陳述書を提出せず、又は出頭すべき日時及び場所に出頭しないときは、意見を述べる機会を放棄したものとみなす。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

山梨県知事 殿

住所

氏名

印

（法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

自主回収着手報告書

（製造・輸入・加工・販売）した食品等について、次のとおり自主的な回収に着手したので、
山梨県食の安全・安心推進条例第27条第1項の規定により報告します。

回収する食品等の商品名 （名称）	
回収する食品等を特定する 情報	
回収する食品等の販売年 月日、販売先及びその数 量	
回収に着手した年月日	年 月 日

(裏面)

製造等が行われた事業所の名称及び所在地	
回収する理由	
回収するに至った経緯	
回収の方法等	
想定される健康への影響	
連絡担当者の所属部署 (名称及び所在地) 及び 氏名	(電話番号)
備考	

- 注 1 各欄に記載事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 2 「回収する食品等を特定する情報」欄は、回収する食品等の形状、重量、容量、消費期限、賞味期限、製造番号等を記載すること。また、回収する食品等について製品の表示事項又は写真がある場合は、これらを添付すること。
- 3 「回収の方法等」欄は、回収の方法、周知の方法、問合せ先、回収する食品等の保管場所、回収を終了する予定時期等を記載すること。また、ラジオ、テレビジョン、新聞、インターネット等により周知をする場合は、周知の内容を記した書面を添付すること。

（表面）

年 月 日

山梨県知事 殿

住所

氏名

印

（法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

自主回収終了報告書

年 月 日に報告した食品等の自主的な回収については、これが終了しましたので、
山梨県食の安全・安心推進条例第27条第3項の規定により報告します。

回収した食品等の商品名 （名称）	
回収を終了した年月日	年 月 日
回収した食品等の数量	

(裏面)

回収するに至った経緯	
再発防止のために講じた措置	
回収した食品等の保管場所	
処分等の方法	
処分等を行う予定時期	
連絡担当者の所属部署 (名称及び所在地) 及び 氏名	(電話番号)
備考	

注 1 「回収した食品等の数量」欄は、回収した食品等に複数のロット（一の期間内に一連の工程により均質性を有するように生産され、製造され、又は加工された食品等の一群をいう。）がある場合は、当該ロットごとの数量を記載すること。

2 「回収するに至った経緯」欄は、自主回収着手報告書の提出後において新たに判明したものについて記載すること。

第3号様式（第3条関係）

	←----- 9センチメートル -----→	
		第 号
▲ 6 センチ メートル ▼	写 真	身分証明書
		職名 氏名 年 月 日 生
	上記の者は、山梨県食の安全・安心推進条例第29条第1項の規定により立入検査等を行う職員であることを証明する。	
	年 月 日（発行）	山梨県知事 印